

令和 7 年度弘前市
雪害対策りんご園地等の再生のための
苗木及び支柱購入助成金 【Q & A】

弘前市農林部りんご課

【趣旨】

このQ&Aは、令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入助成金交付要綱（令和7年弘前市告示第425号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

【定義】

このQ&Aにおいて使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

（問1）

国補助金の交付の対象となり得る苗木の購入の考え方について、説明してください。

（答1）

国補助金の交付の対象となり得る苗木の購入とは概ね以下のとおりです。

- ・雪害（ねずみによる食害を除く。）による植栽面積が2アール以上である。
- ・補植、改植（以下「改植等」という。）をする苗木が振興品種である。
- ・産地協議会（各農協）が作成した産地計画における担い手要件を満たす。
- ・農振農用地区域で地域計画に位置付けられた農地での植栽である。
- ・補植、改植予定地において、過去9年以内に国の果樹経営支援対策事業を活用していないこと。

（問2）

改植等をする苗木の品種が、振興品種以外である場合は、市の助成金の対象になりますか。

（答2）

市の助成金の対象となります。

(問3)

被害果樹は伐採せずに、そのまま生産を続けながら、被害果樹付近に苗木を補植する場合は、市の助成金の対象になりますか。

(答3)

国補助金の漸進更新の要件を満たさないものに限り、市の助成金の対象となります。

(問4)

被害果樹を伐採せず、生産を継続する場合に、収穫量を確保するため空きスペースへの補植は、市の助成金の対象になりますか。

(答4)

市の補助金の対象となります。

(問5)

植栽面積の考え方について、説明してください。

(答5)

植栽面積は、以下のとおりです。

$$\text{植栽面積 (m}^2\text{)} = \text{樹間 (m)} \times \text{列間 (m)} \times \text{本数 (本)}$$

なお、改植等をする苗木の場所によって、樹間又は列間が異なる場合は、苗木ごと（1本ごと）に植栽面積を算出し、合計した面積を植栽面積とします。

(問6)

国補助金の要件（振興品種、面積、担い手要件等）を満たしていますが、過去9年以内に国の果樹経営支援対策事業費補助金を活用で改植を実施した場合は、市の助成金の対象となりますか。

(答6)

市の助成金の対象となります。

(問7)

市の助成の対象となる支柱の種類について、説明してください。

(答7)

市の助成の対象となる支柱は、金属製のものの他、木柱、角材等が対象となるほか、枝のサポート部分も助成対象となります。

